

現在、私たちの生と死はいかなる在り方をしているのだろうか。とりわけ先端医療やバイオテクノロジーとの関係において、私たちはどのように存在しているのだろうか。

この問題をめぐって注目すべき事態がある。それは、一見あまりにも当然なために、省みられることがほとんどなかった事態にほかならない。すなわち、安楽死・尊厳死の対象者も、心臓などの不可欠臓器の移植ドナーも、けっして健常者ではないということである。安楽死・尊厳死は、あくまでも終末期や植物状態の患者などを対象としているのであり、もとよりナチスによる強制安楽死も、知的障害者や精神障害者にほぼ集中して行われた。他方、不可欠臓器の提供者も、原則的には脳死者という重篤患者に限られているのである。同様のことは、受精卵の研究・産業利用についてもいえるだろう。その利用が認められている国家でも概ね許容範囲が定められており、たとえばイギリスや日本では受精後一四日目までと制限されているのである。以上は、実状をそのまま述べているにすぎないかのようにあろう。

しかし、立ち止まって考えてみると、人間の死生への人為的介入には、なぜかような制度的ないしは暗黙の弁別があるのだろうか。つまり、発生が進んだ胚や胎児や乳児、ひいては成人に対しては禁じら





および第五章からなる。各章の概要を予猫しておこう。

まず第一章では、二〇一二年九月現在の日本にあって、その法案の国会への上程が目前に迫ったと思しい尊厳死について、多面的に検討する。ここでは、安楽死と尊厳死との異なるなどの基礎を押さえた後に、尊厳死を推進しその法制化を牽引する思想、経済的・制度的な背景、原理などが論じられる。本章の初出は二〇〇六年であったため、議論の骨格と流れはもちろん変えていないものの、初出時以降の状況に目を配り、大幅に加筆している。

ついで第二章では、まず、近年の先端医療とバイオテクノロジーの猛進を「人体革命」と捉え、その様相を概観する。そのうえで、米国のバイオエシックスの中心原理となってきた「人間の尊厳」と「自己決定権」なる二つの堅強な概念を批判的に検討する。前者の「人間の尊厳」概念に関しては、その特性を歴史的に分析し、従来のものからは放逐されてきた「身体」を導入することを通じて、概念の変革を目指す。また、後者の「自己決定権」については、小著『死は共鳴する——脳死・臓器移植の深みへ』（小松 一九九六）の上梓からこのかた行ってきた批判を、概括するとともに拡充する。そして最後に、人体革命を広く文明論史の視座から俯瞰する。この第二章の加筆修正は最低限のものにとどめてい

る。さらに第三章では、二〇〇九年に成立した「改定臓器移植法」の意義を多角的に論じる。法改定の主眼は脳死を人の死（の基準）と規定したことと見なせるが、その意義を歴史的に検討しつつ、それを支える科学的論理をメタ科学的観点から批判する。また、尊厳死法制化の潮流と絡めながら、あらためてその経済的・制度的な背景を考察する。以上のうえで、現代フランスの思想家アンドレ・コント＝ス

ボンヴィルの所論と、フーコーおよびアガンベンの生権力論を援用し、臓器移植法の改定を思想的観点から捉え返す。この第三章には初出時に注がなかったため、本書への収録に際して新たに設けた。本文に関しては、微修正に加えて、かかる改定法の主眼をめぐって重要な断り書きを挿入した。

つづく第四章は、従前の三章とは趣を異にする。すなわち、それまでの議論が安楽死・尊厳死や脳死・臓器移植などの具体的な事柄を軸に展開されたのに対して、この第四章では、フーコーとアガンベンの生権力論の読解と批判的検討に徹する。フーコーに関する議論はもとより、アガンベンの「ホモ・サケル」プロジェクトにおける生権力論の解読とそれへの批判は、従来の研究にはなかったもののはずである。ここでは、「生権力の核心」と「生権力の核心中の核心」が確認されるが、その一連の検討は第五章での生権力をめぐる本格的議論の準備作業でもある。

かくして、最終章にあたる第五章では、第四章で確認した「生権力の核心」と、とくに「生権力の核心中の核心」を主題とする。具体的には、後者の「生権力の核心中の核心」を「人間の尊厳」概念とそこに内在する理念的な諸前提と把握し、その系譜とそれがもたらした状況とを歴史的に考察する。これまで疑問視されることはまずなかったばかりか、現在のさまざまな災厄にあっても徹底が叫ばれている「人間の尊厳」という金科玉条を批判的に検討するのである。対象となるのは、ルネサンスの人文主義者ジョヴァンニ・ピコ・デッラ・ミランドラ、ルネ・デカルトからイマヌエル・カントに至るピコの後裔たち、マルティン・ハイデガー、強制安楽死の指南書の著者カール・ビンディングとアルフレート・ホッヘ、そして、アドルフ・ヒトラーである。さらに戦後に入っては、ナチス裁判と各国新憲法、世界人権宣言とその起草者の一人ジャック・マリタン、医療倫理の改革者ジョセフ・フレッチャー、生命倫

理をめぐるいくつかの事態や所説と諸論者等々である。そして、本書のおよそ半分にあたるこの長き探究を踏まえ、あらためてフーコー、アガンベン、エスポジトの生権力論を総括し、長期脳死者の生と死を正視することを通じて、筆者なりの「人間の尊厳」観を提示する。

以上、本書全体の考察は、先端医療やバイオテクノロジーが権勢を振るう現代にあつて、私たちの死生と身体の内面を、先述の五つの視角から、とりわけ生権力の視角から、「哲学」的かつ「科学的」に見つめるものである。

なお、議論の開始に先だつて、ある表記の仕方について断っておきたい。本書では、とくに第三章以降、「脳死⇨人の死（の基準）」や「脳死を人の死（の基準）」といった、括弧付きのいささか冗長な表現が繰り返して用いられているが、それには次のような訳があるということである。

管見からすると、脳死も心臓死も、死そのものではなく、死の判定基準に相当する（正確には死亡の判定基準）。つまり、生理学上の死は、少なくとも以下のような四層の階層をなしていると捉えられるのである。①…概念としての死（靈魂の離脱、腐敗、体液の流動の停止、身体の有機的統合性の消失など）。②…①の到来を判定する理念的な判定基準（心臓死や脳死など）。③…②の到来を確認するための具体的な判定基準（三徴候死基準や脳死判定基準）。④…③をさらに具体化する判定テスト（たとえば、脳死判定基準うちの脳幹反射を確認するための角膜反射テストや咽頭反射テストなど）。しかるに、脳死をめぐる議論のほぼすべてでは、この階層的な区別がつかず、①のレベルに当たる「人の死」と、②のそれに当たる「脳死」とを等置するカテゴリー・ミステイクが犯されている。それゆえ、カテゴリー・ミステイクを無批判に踏襲して広めることは筆者の本意ではないため、「脳死を人の死（の基準）」や「脳死⇨人の死（の基準）」

などと表記した次第である。

顧みるなら、筆者はかつて、小論「脳死者は生きている——管理社会の中の先端医療」（小松二〇〇四c）の終局面で、ジル・ドゥルーズの権力論について、次のように概観した。

周知のように、フーコーは『監獄の誕生——監視と処罰』（田村淑訳、新潮社、一九七七年）の中で、近代における権力形態の変化を示した。絶対命令・絶対服従の「君主型」から、学校や軍隊や刑務所での教育訓練を通じて、人々の内面を鍛えて権力に自主的に与するように仕向ける「規律型」への変化である。だが、ドゥルーズは「追伸 管理社会について」（「記号と事件——1972-1990年の対話」所収「宮林寛訳、河出書房新社、一九九六年」）という小品で、現代にあつて権力形態が「規律型」から、個人の内面にははたらかけぬまま外面的なデータによって行動を直接管理する「コントロール型」へとさらに移行したとする。今日における、駅の自動改札機、携帯電話、各種の電子カードなどによる管理システムを見れば、そうした支配の仕方を九〇年の時点で看破したドゥルーズの慧眼には驚きを禁じ得ない。また、先端医療に視点を移してみても、「健康増進法」の施行まで含めて、たしかに管理形態は遺伝子レベルでの「コントロール型」に向かっているといえよう（同書、一四〇）。

右の執筆から八年が経ったが、ドゥルーズの慧眼に対する評価も、現代の「コントロール型」権力に対する批判的見解も、基本的に変わっていない。しかしながら、本書で焦点を当てるのは、コントロー

ルされ、生かされる者たちではない。そうではなく、コントロールされる以前に排除される者たち、すなわち、この「はしがき」の冒頭で触れた負の方向へと弁別される、尊厳死の対象者、脳死者、受精後一四日目までの受精卵などである。そしてまた、かような排除を行いつづける生権力とその歴史にはかならない。